

令 和 8 年 7 月 13 日

学 校 法 人 等 代 表 者 殿

私 学 共 済 事 務 担 当 者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 福 原 紀 彦

「健康保険法等の一部を改正する法律」について

平素より当事業団の業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標題につきまして、持続可能な医療保険制度の実現に向け、必要な保険給付の適切な実施及び世代間・世代内の負担の公平性を確保することを目的として、令和8年6月5日に「健康保険法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第31号）が公布されました。

この法律により、私学共済法の一部が改正されましたので、私学共済制度に関する事項について、その概要を下記のとおりお知らせします。

記

1. 高額療養費制度にかかる見直し（政令事項）

（1）令和8年8月施行

- ・自己負担限度額の引き上げ

令和8年8月受診分から、自己負担限度額が引き上げられます。

- ・自己負担額の年間上限の新設

令和8年8月から※、高額療養費に年4回以上該当（「多数回該当」といいます。）しない長期療養者や、極めて高度な医療を受けた人に対して、新たに自己負担額の「年間上限」が導入されます。例えば、月単位の「自己負担限度額」に到達しない人であっても、「年間上限」に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担は不要となります。

なお、現行の多数回該当の金額は据え置きとなり、長期に継続して治療を受ける人の負担が増加しないようにします。

※施行時においては、令和8年8月～9年7月診療分の1年間分が対象となります。

（2）令和9年8月施行

- ・所得区分の細分化

令和9年8月受診分から、所得区分が現行の5区分から13区分に細分化されます。現行の高額療養費制度における所得区分は、例えば標準報酬月額28万円の人と50万円の人が同じ区分となっていますが、細分化することにより、負担能力に応じた限度額の設定が行われます。

また、所得区分の変更に応じて限度額が急増しないようにします。

(注) 高額療養費に該当した場合に、付加給付が支給される仕組みについて変更はありません。

2. 薬剤給付の見直し

○ＴＣ類似薬にかかる見直し（施行時期：令和９年３月予定）

医療機関を受診し○ＴＣ類似薬（医療用医薬品 例：湿布、花粉症の薬や鎮痛剤等）の保険給付を受ける患者と、○ＴＣ医薬品（市販薬）で対応している患者との公平性を踏まえ、○ＴＣ医薬品でも代替可能な医療用医薬品の保険給付の範囲が見直されます。○ＴＣ医薬品と同じ成分・効能を持つ○ＴＣ類似薬が医療機関で処方される際には、○ＴＣ類似薬に係る薬剤費の25%が患者負担に上乗せとなる新たなしくみが導入されます。

なお、薬剤費については、ジェネリック医薬品を希望せず先発医薬品を選択した場合、ジェネリック医薬品との差額の一部が特別料金として患者負担に上乗せされる仕組みとなっていますが、令和８年度の薬価改定により、令和８年６月からは当該負担割合が25%から50%へ引き上げられました。ジェネリック医薬品の利用は、自己負担の軽減と医療保険制度の安定に役立ちますので、積極的なご利用をお願いします。

3. 出産等に対する支援の強化（施行時期：公布から２年以内の政令で定める日）

医療保険は、病気やケガの治療を対象としていることから、通常の妊娠・出産は保険適用の対象外とされ、医療機関等が価格を自由に設定できる「自由診療」となっています。一方で、出産に伴う経済的負担の軽減を図る観点から、短期給付として、定額で支給される「出産費（家族出産費）」が設けられています。しかし、医療従事者の人件費増加や医療設備の高度化、サービスの充実に加え、少子化によるコスト増や物価上昇などにより、出産費用は年々上昇しています。

このため、今回の改正では従来の給付方式を見直し、新たな支援制度が導入されます。具体的には、出産の標準的な費用を「分娩費（家族分娩費）」として保険者が直接医療機関等に支払う仕組みとなり、加入者等の窓口負担がなくなります。また、分娩費で賄われる費用以外に生じる必要経費や、分娩時に生じることが多い保険診療の一部負担金などの負担軽減を図るため、全ての妊婦を対象とした給付として「出産時一時金（家族出産時一時金）」が新設されます。

なお、「分娩費（家族分娩費）」「出産一時金（家族出産時一時金）」で賄われる分を超える、個室代やアメニティ、祝い膳などのサービスにかかる費用は、自己負担となります。このサービス内容は、医療機関等から提供される情報をもとに、本人が選択することとなります。

新制度は公布から２年以内に施行されますが、施行後も旧制度を採用する医療機関等があります。新旧どちらの制度を採用しているかについても、事前に確認が必要です。

施行時期や詳細は確定次第、私学共済ホームページ等でお知らせします。